

水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン及び養殖業における営業秘密の保護ガイドラインの策定について

I. 背景

農林水産省は、令和２年７月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定（令和３年７月改訂）するとともに、令和３年５月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な養殖業を実現するために、育種研究、人工種苗の利用促進、ICTの活用等を推進することとしている。また、令和４年３月に閣議決定された水産基本計画において、人工種苗に関する生産技術の実用化等の推進の他、「水産物の優良系統の保護を図るため、優良種苗等の不正利用の防止方策を検討」することとされている。

これまで水産物の優良系統の保護に関する議論は十分に行われておらず、どのような考え方や制度によるべきかについての整理や、優良種苗の不正利用の防止方策についての検討が必要となってきた。

今後、育種を推進していく中で、知的財産保護の必要性を認識し、特許、営業秘密等の枠組みを事業者は選択すること、又は組み合わせることができていることを理解していくことは重要である。また、知的財産に関する権利・利益への侵害とされれば、訴訟等への対応といった時間やコストが必要となるため、事後の経済的・社会的な損失を回避するためにも、トラブルの回避を適切に図っていく必要がある。

このため、養殖関係者の知的財産保護への理解を深めることが、育種のより一層の推進を可能とすると考えられることから、今般、水産庁において、水産分野における優良系統の保護等に関する検討会を設置し、議論を行った。

II. 概要

水産分野における優良系統の保護等に関する検討会の議論を踏まえ、優良系統の保護の必要性に関する現状を整理するとともに、保護すべき対象、既存の知的財産制度上における対応の整理、優良系統の保護に資する対応等について、水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン（別添１）及び養殖業における営業秘密の保護ガイドライン（別添２）を策定した。